

岩手県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡田野畑村一の渡地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年7月12日から同年9月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）